

**令和３年度 第２回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日 時：令和４年３月２２日（火）

午前１０時～午前１１時３０分

場 所：大阪市役所本庁舎 屋上階 P1 共通会議室

司会（障がい福祉課 和田担当係長）：＜開会＞

松村障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

潮谷部会長：

おはようございます。

ただいまご紹介いただきました、部会長の潮谷でございます。

よろしくお願いします。

先ほど松村部長の方からもお話がありました、障がいのある方の重度化・高齢化という中において、地域生活支援拠点等の事業を進めていくということを行って参りました。

その形づくりということで、地域の中でこういったような位置付けができるのかということ、そのあたりをしっかりと議論をしていただけたらというふうに思っております。

今年度から、各区からいろんな意見を挙げていただいて、それについて、ここで議論をしていただいて、検討するというような流れを作っております。

そういったことも、今日、資料に加えておりますので、そのあたりについても、ご議論をしていただけたらなというふうに思っております。

本日の審議の進め方ですが、議題１は報告事項になりますので、事務局からまとめてご説明いただいた後に、内容についてご意見がある場合はお願いいたします。

その後、議題２、議題３、ここが地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」機能の部分になります。

これについても、併せて説明していただいた後に、ご審議をお願いいたします。

続いて議題３については、地域生活支援拠点等の機能充実に向けた取り組みに関する説明ということで、これについては２回目の審議ということになります。

その後、議題内容の説明と審議を行う予定としております。

では、事務局から議題１について一括して説明をお願いいたします。

司会：＜資料 1、資料 2 について説明＞

松藤相談支援担当課長：＜資料 3 について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございました。

ただいま事務局から議題 1 について報告を受けました。

議題 1 については報告事項となっておりますが、何かご意見等ありますでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

障大連の古田です。

2 点ありまして、一つは相談支援の実施状況ですけれども、中間報告で 9 か所を廃止だったのが、やっぱり年度を通して、大体 20 か所に達しているとのことで、今年度も 20 か所以上になるのではないかと考えています。

73 か所増えましたけど 20 か所また減っている。

これだけ多くの事業所が廃止するような異常な状態ですので、これをぜひ、新年度は廃止した事業所の廃止の理由やいきさつなどを調べていただきたいと思います。

去年のものと比べて、ケースが、者と児で合わせて 2,440 人増えていまして、50 か所増えているからといって、セルフプラン率は、そんなに下がらない。

相変わらず 50%ぐらいになっているような状態と、あと去年と比べたところ、これは増えているように見えますけれども、区によっては、減っている区が 6 つもあります。

1 か所減ったり、2 か所減ったり、3 か所減ったりというところが 6 つある。

全然増えてない区が 4 つありますので、実際、これは半分ぐらいが、増えないどころが減っている。

増えている区は、西成とか平野とか東住吉、この辺りは結構増えています。

こういうふうな各区のばらつき、だんだん西とか、北のほうは減っていき、南の方が増えていくということは、2 極に分かれていくという、危険性があります。

この区の状態の変化についても、ちゃんと集約して、その原因、なぜ減っていくのかというようなところと併せて、この格差が広がることについてどう考えるのかというのをきっちり分析していくべきです。

それで、どういうふうな対策を打つのかというのを検討いただきたいと思います。

それと、資料 3 の方で虐待、前回意見を言わせていただいて、これ、かなりの数が出まして、それで事例を初めて挙げていただいたのですけれども、まず、大阪市は通報件数に比べて、虐待として認定された件数は、全国で 2 割だったのですかね、大阪市は何故か 1 割にしかない、今回はもう 5 %ぐらいまで下がっています。

これがなぜなのかよくわからない。

どういうふうなところが、通報されたけども虐待判断されてないのかっていうところを、ちょっと分析して教えていただきたい。

何故そんなに少なくなるのか。

令和2年度、37件ですね。

これぐらいはどんな事例だったのかを挙げていただけないかというふうに思います。

前から言っていますように、差別解消の協議会の方では、それぞれの事例に挙げて、これは差別に当たる、これは合理的配慮の不提供だということで、それでどういうふうな、どの障がいとどんな差別が起こって、どういうふうに対応したのか、全部、簡単な形ですけれども、提示しておりまして、その対応はどうだったのかというところの検証ができるわけですが、それと同じような形でこれもやっぱりあげてもらいたい。

といいますのは、区によって、かなり虐待の対応について認識に差が出てきています。

それは虐待でないだろうって言われる場合も多く、区の基幹センター任せで、見守りせざるをえないような、行政が関わってくれないような形があったりもします。

それと行動障がい、やっぱり半数が虐待続いているのですよね。

行動障がい、これだけ多いということは、これも分析していただきたいのです。

どんな場面で、どんなふうな虐待に至ったのかをちゃんと検証して、そうしたら虐待されるところに行く前に、どういうふうな介入すべきなのか、どういうふうな手当てをすべきなのかというところをちゃんと検証して、未然に防止をしないといけないと思います。

ちゃんと事例を挙げて、どういうふうに対応すべきだ、何が原因だったんだというところの分析をしっかりとやって、未然防止を進めていく。

ちゃんと早期に対応できるというような、そういうふうな仕組みにしていきたいと思っていますので、次回は、改善をお願いいたします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

相談支援の実施状況ということで、廃止の区というのが増えてきているという中で、今後どういうふうな分析をしていって、市としても対応していくのかというようなご意見と、虐待についての認定判断というのが全国に比べて低いと。

そのあたりの判断がどうなっているのかということと、ただこちらの方も、それぞれの事例について、分析をする場というのを設定するべきではないかというご意見だったと思いますが、この2点について、何か事務局の方からありますでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

いただきました、相談支援事業所の点につきましては、後程にもまたご報告させていただきます。

きますが、来年度以降もしっかり議論をしていかななくてはならないという認識を持っております。

そういった意味から、今、古田委員からいただきました、廃止の理由、あるいは区の状態の変化等について、事務局としても分析が必要になると考えています。

松藤相談支援担当課長：

地域福祉課の松藤でございます。

古田委員の方から、3点ほどあったかと思えます。

まず一点は、通報件数と虐待判断件数の割合ということで、全国では通報に対して3割ぐらいを虐待と判断しているのに対して、本市は5%ほどでございます。

この点につきまして、こちらの理解といたしましては、通報について市民の皆さんに理解していただいております、その疑いがある段階でも通報というのを活発に行っていたということなのかと思ったりしております。

2点目につきましては、事例を全件あげて欲しいというふうなお話ですけれど、個別の話を聞いたりしております、こちらでも検討させていただいたのですが、やはりその虐待対応事案という非常にセンシティブな情報でして、こういう障がいの方にこうしたということだけで、知っている方はどの人かわかったりすることがあるかと思っております。

ですので、こういう公開の審議会の場で、虐待の事案に関しまして詳しい説明するのは難しいかなと、我々としては思っているところでございます。

先ほど行動障がいのある方が半数ということで、それに対して対応が必要ということでございます。

まず、障がい者相談支援研修センターの方で、今回、行動障がいのある方への虐待が多いということで、そこから提案をさせていただきまして、三田先生を講師とする研修を1月に開催させていただいているところでございます。

アンケートにおいても、非常に好評を得ておりますので、そういった部分も含めながら、行動障がいのある方に対する対応について、関係機関にうまく理解していただける方法を検討しているところでございます。

また、分析につきましても、これは持ち帰らせていただいて、いろいろ検討していかないといけないと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

相談支援の方では分析していただいたものを、またワーキングの方で、検討していきたいというふうに思っておりますし、虐待については、大阪府でいうと全国で最も深刻な状況ということで上がっております。

それは、虐待防止法が始まってから変わっていないという状況もあります。

多分、大阪市というのは、全国で元々高い市になっているかと思いますが、このあたりずっと同じやり方でいいかといったら、多分、転換しないといけないような状況あると思いますので、そういった大きなシステムを含めて、ぜひご検討いただけたらというふうに思っております。

その他、議題1について、いかがでしょうか。

特にないでしょうか。

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

事業所数のところで、障がい児の方の計画の作成率がかなり各区によってばらつきがすごく大きいと見られるんですけども、これは、どういう理由で、こういうばらつきがあるのか。

どういうふうに考えておられるのでしょうか。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

いかがですか。

児の方の実施状況ということですね。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

障がい児の方の各区のばらつきということで、当然支給決定者数、受給者数の差もあらうかと思うのですが、事業者数がどうなっているのかといった細かい分析も含めて検討は進めていかなくてはいけないと考えております。

その点も含めまして、しっかり分析を進めていきたいと思います。

よろしくお願いします。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

児の方も分析を進めていただいて、大阪府下の中においても、基本、障がい児の相談支援については、すべて100%セルフプランをなしにするというような話もありますので、この辺りを強化していかないといけないんだと思いますので、取り組みを進めていただきたいなというふうに思っております。

議題1について、いかがですか。

どうですか。

それでは、議題 2 の方に移りたいと思います。
議題 2 のご説明を、事務局の方、お願いいたします。

山本障がい福祉課長代理：

＜資料 4－1、資料 4－2、資料 5－1、資料 5－2、資料 5－3 について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ワーキング会議の中においても、まだ議論が途中のものになりますが、今言っていたように、地域生活支援拠点等の体験というところを中心に進めていこうというような流れになっておりますので、このことについて審議内容 4 点というふうにおっしゃいました。

他にも、事業所の、区の自立支援協議会で同意をするということについても、かなり議論がワーキングの中ではあったかというふうに思います。

そういったことも含めて、何かご意見がありましたら、言っていただけたらというふうに思っております。

酒井委員、お願いいたします。

酒井大介委員：

酒井です。

よろしくお願いします。

質問なのですが、どれくらいの数を今のところ見込んでいるのでしょうか。

対象となる人をどのくらいの数と見込んで、年間に実施できるという見込みなのでしょうか。

潮谷部会長：

目標値というか、予測値というところでどうでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

もちろんこれ誰でも体験できるという事業ではございませんし、意思決定支援が必要であるとも考えておりまして、あくまでも予算上ですけど、各区 1 名程度というふうに理解しており、年間 24 名程度と積算しております。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

長年、施設からの体験外出を求めてきて、ようやく制度を作っていただいております。

ただ、この前のワーキングで言わせてもらいましたが、基幹センターに委託するということで、精神の地活センターは、前から居住サポートの時代なんかでも、基幹センターでまず受けてそこから再委託みたいな形にされるという、なんか基幹センターと地活センターは同格なはずなのに、下請けみたいな位置関係にされた。

再委託になった場合、お金を基幹センターの方でピンはねされるみたいなことがあって、それはあかんだろうということで、基幹センター、地活センターは同じ相談の委託事業として、同格ということで来ていたと思うのですが、これも、基幹センターに委託で、地活センターは下請けというふうな形でスタートせざるをえないような状態らしいですが、これはやっぱりおかしいですから、早急に地活センターも同格として認めてもらえるように、庁内の働きかけをお願いしたいというのが1点です。

また、宿泊も1泊いくぐらいかっているのはまだはっきりしていませんけど、場所代が3,000～5,000円ぐらいまでと言われていましたけど、ウィークリーマンションやったら、やっぱり足りないの、もうちょっと実情に応じて検討いただきたいということ。

それから、別紙の方で出てくる資料は今回初めてと思うのですが、これを見てあれって思ったのが、施設までの交通費が市外の施設の場合は、地域移行の取り組みでは丸一日かかるということで、それでお金が市外の施設についてはつくっていることになっているのですが、この今回の前さばきの段階での地域移行促進事業では、それがついていないので、この前に問い合わせをしたら、市内の施設の人だけを対象として考えてはるみたいで、大阪市から市外の施設に入った人はこの事業の対象として認めてないというふうに伺いました。それはおかしいだろうというふうに思います。

同じ市内にいた人が、市内の施設に入ったらこの体験外出が認められて、市外の施設に行った人は認められないっていうのはどう考えてもおかしいので、希望が出てきたらこれは必ず適用して、その時には交通費の給付事業は対象にすべきだと思いますので、その辺も早急に改善をいただけるようお願いしたいというふうに思っています。

潮谷部会長：

3点あったかと思います。

地活との関係というところですね。

もう一つが、宿泊費の問題というところ、もう一つが、施設が市外にあって、市内に体験利用する場合っていう時の交通費っていうところ問題。

このあたり3点、事務局の方から何かありますか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本でございます。

3点目の質問が次のまだ提案をしてない段階でいただいておりますので、後でもう一度説明させていただけたらと思います。

1点目の基幹相談支援センターだけではなくて地活センターもということでございますが、決して上位、下位とか、そんな見方をしているわけではございませんし、それぞれの役割で存在している事業所というふうに考えております。

地活センターにつきましては、精神に非常に特化している、専門的な取り組みをされているということもありますが、まずは3障がいに対応している基幹相談支援センターで、少し事業を進めさせていただきながら、今いただいたご意見については、順次、ブラッシュアップも含めて検討させていただけたらと考えております。

そして、もう1点、交通費についても課題になっております。

それと、宿泊代につきましては、まだ正式に要綱が固まっておりますが、3,000円から5,000円ぐらいまでと考えておりますので、ウィークリーマンション等の活用も、何とか対応できる範囲内で検討していきたいと考えておりますので、ご意見として受け止めていきたいと思っております。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今の事務局からのご回答ということで、特に基幹と地活の位置付けいうところは、ワーキングでも話があったかと思いますが、このあたりは、事務局の方としても、ブラッシュアップしていくということですので、その辺の関係整理。

料金については、きっちりと出していただけるということみたいなので、その辺りの問題っていうのは、基幹からお渡しするという形になるみたいですけど、問題っていうのは割とわかりやすくは整理していただけるのかなというふうに思っております。

実際の支援のところっていうのは、基幹と地活両輪でやっていくというようなことになるとは思いますけど、そのあたりっていうのが、何か独自でというような位置付けではないという感じですかね。

そのあたりは、大丈夫ですか。

また日付について明確になってきたところで、ワーキングの中でも、議論させてもらえたらと思います。

古田委員。

古田委員：

少なくとも同じように、地活センターは、委託相談支援から外されていったような経過が

あってね。

それで、相談支援の再編の時でしたよね、それはおかしいということでようやく同格だっ
ていうところに戻しているのに、また下請けみたいな形にするのは心情的にもおかしいと
思いますし、この委託の場合は、もともと精神の地活で扱える場合も、1回基幹に戻してま
たやらなあかんみたいな、前にワーキングに言われましたので、その辺はスムーズに、すぐ
委託ができて、ピンはねは絶対起こらないようにしてもらいたいと思いますので、よろしく
お願いします。

潮谷部会長：

その他いかがですか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

入所施設からの地域移行とそれから親元からの自立の両方のところで、ご本人が地域で
自立生活したい、重度であってもできるのだっていうことをいかにわかってもらうかとい
うところがすごく重要で、入所施設であれば、施設の方に、地域に出たいという対象者をバ
ーッと聞くだけでは、なかなか手が上がってこないでしょうし、あと親元からの自立も 8050
問題に象徴されるようにということで、本当にご本人は 50 代になってからというのは、な
かなかこの体験してっていうのはハードルが高くなるので、やはりなるべく早い段階に、親
が仮に亡くならなくても行ける、入所施設がなくても、地域で生活できるっていうことを知
ってもらえるような取り組みを、この仕組みの中にも入れていくべきでしょうし、そこをいか
に重要と捉えるかというのがすごく大事だと思いますので、新たにまた仕組みの中に盛り
込んでいくという気持ちを持っていただきたいと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ご意見ということで、またそのあたりを検討させていただくというふうに思っておりま
す。

他にいかがですか。

ワーキングで議論されたことについてということですが、次の議題も地域生活支援拠点
等の機能充実になりますので、そこでまた言っていただいてもいいかと思います。

それでは、一旦議論を切らせていただいて、次の議題 3 の方に行きたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

山本障がい福祉課長代理：＜資料 5－2 について説明＞

潮谷部会長：

今、入所施設からの移行ということについての支援体制をご説明いただきましたので、これについて、ご意見はありますでしょうか。

先ほどの交通費については、状況を見て考えていくということでのご回答だったかというふうに思います。

今後、やはり基幹が各施設の関係づくりしていただいたという中において、この移行目標の達成というところを、施設にも意識していただくという、そういうような継続的な取り組みというのが必要かというふうに思いますので、移行率を踏まえて、どういうふうに説明していくかというところですね、求めていくことも大事なかなというふうに思っております。

古田委員。

古田委員：

対象者把握なのですけども、コロナで全然動けていませんね、施設訪問。

今後も、第6波、第7波、第8波が来るという可能性があるので、そうしたらまた中断になるのはおかしいので、コロナの中でどういうふうに対象者を把握していくのか。

リモートの活用とか、施設の働きかけも含めてちゃんと検討して、確実に対象者把握ができるようにしていただきたい。

それと、施設からの推薦だけではなく、地域の方からこの人が出たがっておられるよというような情報なども取り入れて、確実に希望者をキャッチして進めるようにしていただきたいと思っています。

潮谷部会長：

その辺り、ご意見ということで、またよろしく願いいたします。

他はいかがでしょうか。

では、地域生活支援拠点等の機能充実ということで説明をお願いします。

山本障がい福祉課長代理：＜資料5－4について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

地域生活支援事業に係る加算の状況の一覧と、またその加算を得るための事業所というのは前もって登録が必要というところで、その登録のプロセスというところを示していたかというふうに思っております。

このことについて、ご意見はいかがでしょうか。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

国の加算ができて3年越しでようやく大阪市でも加算が実施されるということになったんですけど、この加算でもって国の地域生活支援拠点等の加算というのは、やっぱり求める緊急時対応とかの機能に比べて全然薄いものであり、面的整備型でやろうとしてもこんな加算ではなかなか難しいというのはあるのですけれども、少なくともこういうのをやりながらこういうふうに基盤を整えていくかというのが大事だろうなと思って求めさせていただいたところです。

これで相談支援とかもやるところが増えたりとか、頑張ってもらえるところが前へ進むということが大事だと思いますので、相談支援専門員が2名以上配置とされていますけれども、原則これでいいのですけども、1人の体制でも頑張ろうというふうにしてはるところで、区の相談支援部会の中にも出てきているところだったら、ぜひ対象に、区協議会の推薦でもって登録できるようにしていただけたらと。

国の方で、市のホームページ掲載となっていて、それは国の制度の要綱を見たら、こういうふうにやっぱりなっているみたいですけど、緊急時に対応してくれる所としてあげると、あちこちから夜中とか電話がかかってくる可能性もありますんで、これはやっぱり基幹相談センターや地活センターから、そのところに協力依頼がいくつという形でやってもらえたらなと思っていますので、この登録事業所の情報公開についてどこまでやるべきなのかというのを、連絡先まで載せなくてもいけるような形で考えてもらって、どんどん入ってくるとは思われないので、できる限り多く取り組んでもらえるようにしたいので、あまり公表にこだわらないでいただきたいというのが1つです。

それから、1枚目のところの下の方で、計画相談支援とかの、地域体制強化共同支援換算2,000単位/月っていうのがありまして、これもよくわからないのですけれども、この拠点加算を取ったところは、登録しているところが困難ケースを受け持ったときに、これを協議会にのせて検討したら20,000円とかが出るような加算に見えるんですけども、これも現実的に活用して展開していくという理解でよろしいのでしょうか。

潮谷部会長：

3点あったかというふうに思いますが、1つは相談支援の2名以上体制について、1人相談支援事業所などでも自立支援協議会の推薦があれば登録できるのかってところです。

場合によってはスーパーバイズ体制を、1人相談支援事業所同士で作っていただいたらオッケーなどというような、そういう要件を考えてもいいのかなというのを聞きながら思いました。

あとホームページの公表というところのレベルをどの程度にするのかというところですね。

最後の地域体制強化共同支援加算について、これを実際にどのように位置付けていくの

か、こういった形になっていくのかっていうところのご質問であったかと思います。

事務局の方、いかがでしょうか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

いただきましたのが、1人でも登録ができるようにということでございます。

今、部会長の方からも、スーパーバイズといったようなことも活用しての考え方を持ってはどうかというご意見をいただきました。

事務局としては、まず、一旦、これはこういった機能が担える条件がそろっていれば登録しようということでご説明させていただいておりますが、いただいているようなご意見の中でも、どのようなことをすれば登録につながるのかということは、貴重なご意見としていただきながら検討を引き続き進めていきたいと考えておりますので、今の時点でお答えを出せないということについては、ご理解いただきながら、検討をしっかり進めていきたいと考えております。

また、公表につきましても、同様に、国の示している内容は個別でということであったので、ワーキングでいただいたご意見、また本日頂きました点を踏まえまして、どのように公表すればいいのかということについては、また案を示しながらまた皆さんのご意見をいただけたらと考えております。

最後の点につきまして、地域体制強化共同支援加算につきましては、あくまでこれは実際に支援困難ケースを、実際に支援をして、その内容について検討するということではなく、そうした内容につきまして、地域でのこういった点がもう少しあれば、よりスムーズにいけたといったようなことを、協議会に報告をいただいて、地域の体制強化につなげていくという、そういった趣旨として理解をしておりますので、この点につきましては、協議会の中で検討したら加算ということではなく、事例に基づいて、地域での体制をどのようにすればより効果的に支援が繋がっていくのかということについて、ご報告をいただくというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

潮谷部会長：

3点についてご説明いただきましたが、いかがですか。

古田委員：

3点目が結局どういうものかわかりません。

これは、もう1回どんな形に対してはどういうふうに、これ使えるなら使うべきだと思いますので、もう一度整理して、改めて提出してもらえませんか。

今の説明では全然わからない。

潮谷部会長：

もう少し具体的に落としていく必要があるかというふうに思いますが、共同支援となっていますので、たぶんネットワークの中で検討しないといけないので、この文面だけでいくと、ちょっと拠点だけで何か検討した、それを自立支援協議会に報告したら、加算されるというような形になってしまっているの、もう少し具体化が必要なのだらうなというふうに思います。

場合によっては自立支援協議会の中で検討ということも、本来重要なところかなというふうに思います。

これを拠点で検討とやってしまうと自立支援協議会を離れてしまうというような危険性はないかなと思います。

自立支援協議会自体が報告機能というのを持っているのではないかなというふうに思っているんですけどね。

いかがですか、何かご意見。

岡委員、お願いします。

岡委員：

岡です。

前の自立支援協議会の方でもお話しさせていただきましたが、そもそもこういう機能を果たしていくような資源というか、そういったものが無い区は、これに向けて、前段階で何か取り組んでいかないと、拠点ごとで何とかしていきましようっていう形にならないと思います。

ある程度の拠点の役割や機能が見えてきて、こうやっていまいしょうというのがわかってきた段階で、それを各区で受け止められる区とそうでない区が出てくるのであれば、それをどういうふうにバックアップしていくのとか、どう形を作っていくのかっていうのは本当にピンポイントでどこの区とタイアップしていろいろやっていかなければ、形としては出来上がって行かないのだらうなというようなことがあるので、この拠点の機能については、重々理解はしているのですけれども、その形を作っていく中で、でもこのままだと、各区の基幹相談支援センターで頑張ってくださいねということだけ、それを含めてコーディネートですよという形でどんどん使われていくだろうという気がするの、その辺の考えをちょっと教えていただけたらなと思います。

潮谷部会長：

いかがですか。

資源がなかなか乏しいというような状況の中で、この体制作りというのはどうしていったらいいかということですけど。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

今おっしゃっていただいた件、先ほどの相談支援事業所の各区によって違うといった、非常に社会資源にばらつきがあるという中で、ごもっともと言いますか、すごく貴重なご意見だと思っております。

今、言われていますように、その資源がない区、そこにこの機能だけを決まったからこれをやってねということはやってはいけないことだと重々わかっていますし、資源がない区の中で、どのようにこういった拠点機能、ネットワーク機能をより活性化させていくのかっていうのは永遠の課題でもありつつも、一方で喫緊の課題だという認識はしっかり持っております。

いただいた意見については十分また議論、事務局でも案を作らせていただきながら、ワーキング等も含めて、地域でのしっかりした拠点体制にしていくということで、取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

潮谷部会長：

この実際の支援というところで言うと、区内に限定する必要はないですね。

他区の地域生活支援拠点等のところを利用しながらということも可能であるということですね。

他にいかがですか。

先ほど申請のところも、基幹を窓口と、自立支援協議会の方で登録の確認を行っていくというような流れというのが示されていますけど、この流れはいかがですか。

どうしても、基幹が窓口機能を持たないといけないっていうのはあるかというふうに思いますし、自立支援協議会の中で同意というか、認証していくっていう作業が、新しい機能として出てくるので、そのあたりが自立支援協議会の中でしっかりと受けられていくか、区によっては難しい面もあるかというふうに思いますけれども、この流れというのが一つの形にはなっていくのかなというふうに思っております。

ご意見がないようであれば、次の議題の方に移りたいと思っております。

議題４の各区からの報告ということでお願いいたします。

山本障がい福祉課長代理：＜資料６、資料７について説明＞

潮谷部会長：

今、議題４についてご説明がありました。

ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いします。

古田委員、お願いします。

古田委員：

今年度初めてですね。

各区からの意見を集約できてそれを精査して、市として取り組んでいく課題というのを、まとめて、それで、当初の予定では6月の協議会の場で、課題を集約して、それで、今日、もうその対策を示していただけるものだということに思っていたのですが。

この前のワーキングでは、この「現状」って書いてあるところが「今後の予定」と書かれていたので、そこは「現状」に修正していただいたところなのですが、このままでいったら今年度もまた同じように、これ以外の課題で意見を各区から集約するというように聞きましたけれども、それでいいのですよね。

そうであれば、どんどん雪だるま式に、課題処理しなければ課題ばかりが増えて身動きが取れないようになるのではないかというふうに思います。

「現状」で書き直してもらいましたが、「今後の予定」って言われたのを、ただ「現状」でもこれやっているのかなあと。

大阪府と連携しながら取り組みを検討していくとありますが、やってないようなところも含めて「現状」で書いてあるので、この市の取り組むべき課題は速やかに対応していったらいい、返答してもらいたいと思います。

相談支援については喫緊の課題として、5月か6月にワーキングをやっていただけるような話で聞いているのですが、それ以外はこの課題もワーキング全部かけていたら個々のものもありますから、2か月に1回なら18か月、1年半かかる。

それで今年度もまた新しい課題がどんどん積み重なっていくことになるので、これはもう早く検討できるころは、大阪市の方から、6月の時点でもこうしますという案を、ちゃんと6月には示していただきたいというふうに思っています。

1つ目の重度障がい者のサポート、これ研修だけではなくて、SVを入れてサポートして何か体制をとっていきますよとかいうような話とか。

5番の教育機関、これは通学タクシーのことだけでいいんですか。

もうガイドは緊急避難的に、通学の支援として使われていまして、大阪市は通学支援を教育委員会がやろうとしない。

補助もあるのにやろうとしない問題。

これもちゃんと市教委も検討していかなければいけない。

介護保険との連携については、ホームページでも周知していただきたいとかいうような話であったり。

それから、区ですね、先ほどの7、8番のあたりですが、個人情報保護の関係で、法定会議以外の協議会のケース検討では、各区が集まってももらえないというような問題がずっと続いています。

「つながる場」との関係でも、何としても、どの区でもすぐ困難ケース、緊急ケースについては各担当が集まらないといけない。

必要にある部分についてはもう個人情報とか言う以前にちゃんと集まれる仕組みを早急に作っていただきたいと思っています。

これについても「つながる場」の方で整理いただけるっていう話だったんですけども、何か通知文を出してよとお願いしているところですが、まだそれも手つかずというような状態で、7番、8番なども早く市の中で調整して、6月には案を出してもらいたいと思います。

それから、虐待対応については、先ほど松藤さんの話で、個人情報保護の情報で特定されるからと言うけれど、そんなことを言っている場合じゃないですよ。

これはやはり、差別解消法でもそうですので、個人情報も特定されない形で、出し方はいくらかでも検討できるはずですから、こういう障がいがあるから起きているのだ、その原因は何なのか、どうしていくのかというのを、早く突き詰めて、防止に向けた取り組みをしていかないとはいけませんので、そういう観点で、それぞれできることを、早く、各区担当集まって、検討を進めて6月にはちゃんと方向性を出していただきたいと思っています。

問題を積み重ねるのではなくて、早く解決してあげないと、区の体制はかなりしんどくなっているということですから、ここの改善を急いでいただきたい。

潮谷部会長：

6月というと、回答が難しいかもしれませんが、ただ次、新たな課題っていうのが出されるということにはなっていますので、一つずつ解決していくっていうのが必要だと思っております。

具体的に、動けそうなところっていうのは優先順位つけながら示していただいた方が、議論がしやすいですし、課題解決にも進んでいくのかなというふうに思っておりますので、優先順位を、ワーキングもそうですけど、つける作業をしていただけたらと思っております。

この辺について事務局の方から何かありますか。

山本障がい福祉課長代理：

障がい福祉課の山本です。

もちろん、この9点の課題をゆっくりやってもいいという認識には立っておりません。

どれも重要な課題であるというふうに認識をしております。

ただ、おっしゃっていただいているように、回答が出せるのであればもっと早くに解決できるということもあって、なぜ課題がなかなか課題解決に結びついていかないのかということも、やはりワーキングで貴重な皆様の意見を聞きたいという思いもあったのも事実です。

ですが、今、部会長からいただきましたように、やはり優先順位をしっかりとつけて、早急

にやっていくことについては当然のことだと思っておりますので、古田委員の意見も十分踏まえまして、今後、優先順位をつけながら、早期解決に向けて、ワーキングでも、しっかりと議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

古田委員、お願いします。

古田委員：

7番、8番、これはどうなっていますか。

これは、前から言っているのだけど。

「つながる場」にのせようと思ったら法定会議にのせなくてはいけない。

法定会議にのせようと思ったら、生困だったら、生活保護を受けていたらダメとかね。

これ、条件が厳しすぎて、誰も連携してくれない。

それで、基幹ばかりがしんどい思いをしなくてはならないというのは、早急に改善できるでしょ。

緊急ケース、困難ケースで、各課担当が連携しないといけないところは、もうすぐに集まれるような仕組みはどうなのか。

「つながる場」とか、いかがでしょうか。

八木障がい福祉課長：

障がい福祉課の八木でございます。

「つながる場」の課題については、地域福祉課の方とも連携しながら、そういった取り扱いえない事例が起こらないような形で進めていくっていう確認をさせていただいているところなので、多分、今おっしゃっていたのは個別課題になってきて、区の対応の仕方であったり、そういったケースになってくるのかなと思いますので、個別の事例が出ました時には、地域福祉課なり、障がい福祉課なり、もし進まないようなことがあれば連携していただきたいということと、障がいの方の中で、個人情報を取り扱いなり、情報共有する方の扱いは、法制度が違ってきていますので、そういったところを、他の形で地域ケア会議とかと同じ仕組みを作れるように、法改正につきましては、国の方とも意見交換をしております、次の、もしかしたら法改正のところで変わってくるのかなという手ごたえもいただいているところです。

はっきりしたことを言える状態ではないのですけれども、そういうのも含めていくと、「つながる場」がもう少しやりやすくなるとか、障がい単体でも取り扱いがしやすくなるとか変わっていくのかな何とかがってくるのかなと思っていますところです。

古田委員：

法改正って2年後ですか。

八木障がい福祉課長：

そうです。

「つながる場」の中で、ほぼ全てが共有してやっていけるという認識はしているところですが、区によってはいろいろな取り扱いに齟齬があったりするのを聞いているところなので、個別事例としてまた相談させていただきたいと思います。

古田委員：

先ほどの地域体制強化共同加算と併せて、どういう仕組みにするか、案を作っていきますか。

八木障がい福祉課長：

いただいたご意見も踏まえながら、どのようにしていくかを検討していきたいと思います。

潮谷部会長：

「つながる場」について、各区の実施状況にかなり差があるっていうのは聞いておりますので、そういったところの、具体的な方法というのをもう少し決められたなというふうに思います。

その他はいかがでしょうか。

実際に区から挙がってきた意見に対して、すべて答えられているかという点と難しい面もありますし、たくさんまた増えてくるだろうなというふうに思いますけど、まずは明らかにしていくという作業から始めていくということも大事かと思うので、次の自立支援協議会の時に新たな課題を、各区の方から出していただけたらと思っております。

この回答については、ホームページ上では公開をするということでもよろしいのでしょうか。はい。

ということにはなりますので、また、各区の方でホームページをご覧いただくということになるかと思っております。

それでは、議題4の方はここで打ち切らせていただいて、その他ということで、北野委員より、市営住宅の自治会活動における差別事象について、ご発言があります。

北野委員：

今日のことについて、3つばかりですね。

1つの提案がございます。

2つの意見があります。

提案というのは、この資料6の、各区の自立支援協議会から挙がってきた課題が、9つあるように見えますけどね。

しっかり読んでもらったら、1番、重度障がいを持っている方の虐待の増加、それから、3番、重度障がいを持っている方、行動障がいの方の虐待防止について、それから7番の場合も、法的根拠の問題ですけど、セルフネグレクトの困難事例、8番は、やはり同じように、一定の強制力のある会議についてのセルフネグレクト等の多様な問題について、9番が虐待対応と、半分以上、虐待が絡んでいるんですね。

ですから、虐待対応についての問題は、半分以上、かなり重なったことが提起されていて、おそらく虐待対応について、一定の、根拠のある、強制力のある会議の設定も含めて、全大阪市レベルで、虐待に対して、一定の認定判断のための手続きの共通化と、その対応をされる方に対する研修及び認定判断の後の支援及び、継続的なフロー、モニタリング共通のフローチャートを作られたら、多くの問題は解決してくると思います。

まず、これをしっかりやっていただいたら、ほぼこの多くの問題は、一つ一つそこに付随しますので、私の提案ですけど、それをされたらどうかというのが大事な点であるということが一つです。

それと、虐待の認識の中で少し気になったのは、行動障がいがあるから虐待が起こっているという認識は間違った認識でして、これは相互関係なんですよ。

例えば、今、医療や福祉の研究でわかっていますが、発達障がいや行動障がいは、家族の対応によって深まってしまう。

家族の対応が間違えると、ますます強度行動障がい、発達障がいは、問題が深まります。

相互でボールの投げあいをしていますのでね。

一方的な関係じゃないということの認識をしっかりしていただいて、どう関係しているのかについて一緒に考えていけたらと思うのが1つ目です。

2つ目は、これは、最近いろんなところから聞く話で、グループホームの問題で、グループホームの中で、各区基幹相談支援センターでも抱えていらっしゃると思うのですが、グループホームがいっぱい、各区でできておりまして、営利企業が作るグループホームも増えてきましてね。

質がピンキリだそうですけど、支援しても、そこで問題を起こされる、だから、今後虐待の、非常に危険な状況で、民間営利企業のグループホームが非常に色々な問題を抱えていらっしゃる可能性があるのも、民間営利企業を含めたグループホームの質のチェックをどうしていくのかを、事前に予防的にやらないと、これから非常に恐ろしい問題が起こる可能性があるというのが、一つです。

3つ目は、公営住宅の問題です。

公営住宅は、今、いくつか差別案件がありまして、実は住宅の中の、いわゆる自治会活動の中で、班長であるとか、役員になることを求められる場合に、特に障がいを持っている方は、なかなか役員活動はしにくいんですね。

その場合に、強制的に、できなかつたら他の方に手帳を持って説明しろとか、いろんなことが起こっていきまして、障がいがある方にとって非常に苦しい状況が今起こっております。

その中で、それを支援される立場の方は、基本的に、メインに動いてもらっているのが、住宅管理センターの方と、それから区社協の方ですね、区の基幹相談支援センターの方が、間に立って調整してくださっています。

非常に良い仕事してくださっていますが、一方で、ご理解があまりいただけていないような関係機関の方もいらっしゃいます。

そこも含めて、これから、どうしていくのかについて、また一緒に考えていけたらなというふうに思っているのが私の意見です。

潮谷部会長：

今3点、虐待についてということ、グループホームの質の問題、公営住宅の役員活動についてということで、北野委員から問題提起していただきました。

このことについて、何か皆さんの方で補足やご意見はありますでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

藤井委員：

藤井でございます。

よろしくお願いします。

北野委員の補強になると思うのですが、養護者からの虐待のところで、ある程度報告がありましたけど、女性の方がだいぶ被害に遭われているというふうなデータが出ております。

その女性に対する虐待の防止というか、どのように予防していくのかということに関しては、まだちょっと積み重ね、実績がないかと思っておりますけども、この段階で、女性ならではの、あるいは、女性に対するそういう虐待も含めて、支援をしていくのかということ、その観点について少し考えていくことも必要なのかなと考えた次第でございます。

潮谷部会長：

虐待については、マニュアルもそうですし、1回考えていかないといけないと思いますので、今言っていただいた女性対応というところも深めていけたなというふうに思います。

他にいかがでしょうか。

古田委員。

古田委員：

虐待については、ワーキングでも1回どうすべきかいうのを議論すべきかというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

それと、営利法人のグループホームの問題ですけども、今、国の方でも社保審の障がいの部会ありまして、議論を見ているのですけども、これから通過型グループホームを作るみたいな話が国の方からされてきていまして、その一方で、営利法人がどんどん増えてきていますので、全国的にも、1年間で増えたグループホームの70%は営利法人というふうになっています。

「営利法人＝良くない」とは思いませんけれども、だいたいが大規模化したりとか、結構、高齢の方のグループホームや有料老人ホームとかも結構ニーズがもう埋まってきているので、高齢の方から障がいの方にもどんどん拡大しようとして、今、大阪市内でも大規模グループホームができたりとか、それから障がい者専用住宅と言って、20名ぐらいの障がい者のアパートみたいなものを作って、お風呂がたった2つしかないというので、そのようなものがまかり通ってきています。

これは厚労省にも今言っているのですが、大規模化するところは、食事がクックチルで、レトルトで毎回済ませるというような問題ですとか、お風呂の回数は週1回、2回、ある意味、入所施設よりも低い生活水準でとどめられているという問題が出てきていますので、そこをやっぱり指定基準を改めるべきだというふうな話もしています。

しかも、通過型が、これからお金が儲かると見られたら、どんどん3年で放り出す形が生まれる可能性が高くて、そうすると、そのツケを行政が対応しなくてはならないとか、相談支援に責任が押し付けられるというような構造が出てくるかと思います。

そうすると、相談支援は今でもしんどいのに、どんどん放り出された後、入院とか、いろんなことが必要になったときに、誰がどう責任をもって対応するのか。

国の方は、営利法人が増えてきて、グループホームも伸びたから抑制したい、だから、通過型を作りたいのかなというふうに見えますけども、通過型をグループホームではすべきではなくて、やっぱり通過型と言うならば、別のホームにしてもらいたいというふうに思っていますし、出たから後の基盤の問題をどうするのかというのも、あわせて議論していかなければいけない。

それから、営利法人が大規模化して、生活の質をもむちゃくちゃにしていくことについても問題視していかないといけない。

それらについて、大阪市も、指定基準の問題、それから大規模化の問題、それから通過型の問題、ちゃんと認識を整理して、国に対して積極的に意見を挙げていかないといけないと思います。

これがまだ社保審の議論が途中だからと言って待っている場合ではなくて、市としてどういうスタンスで臨むのか、今のこの基盤がさらにめちゃくちゃになっていくのを見ていて良いのかというような問題がありますので、そこの部分の認識を整理して、国に対してちゃんと言っていたきたいと思います。

それから、公営住宅の問題は、平野区の自死事件があって、この間、4件同じような事件が公営住宅で起こっています。

自治会のなり手がいないから、障がい者ができないと言ったら、そのことを、他の人に説明してもらわないといけない、障がいのことをみんなの前で説明してくれという事例がまた1件あがりました。

自治会の役をしなければ入居させないっていう事例がまた2件あがりました。

これも平野の事件から4件続いているんですね。

これについては、この前に裁判がありまして、自治会の役をしないのであれば村八分みたいな状態に置かれていたというようなこともわかってきています。

これは、どこでも高齢化して、なり手がいないから、どんどんしわ寄せがいくという問題です。

これについて、チラシをさらに強化して、全住民に配って、障がいのことを住民に説明させるっていうのはもうやってはいけない。

これは心理的虐待、人権侵害だということを、全部住民にちゃんと伝えていく。

それで、もし困りごとがあったら、すぐ差別解消の方にも連絡が、住民からでもいいし、本人からでも届くような仕組みにしていきたいと思いますので、これは差別解消協議会でも言いましたけども、ぜひその辺の仕組みを作るために、全住民への周知を、都市整備局などと一緒にやってもらいたいと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

グループホームの方向性が変わりそうだということもありますけど、また市の方からも、方針っていうのを、国の方にもあげていただけたらと思います。

もう一つは、公営住宅における役員活動中での人権侵害で4件発生しているということになりますので、このことについて、各基幹の方にも情報提供していただいて、自立支援協議会の中であつたり、地域関係の中でこういった事態が起こらないような取り組みっていうのを進めていただきたいというふうに思っておりますので、またその基幹等の集まりのときに、土曜日に北野先生が研修会をやっていただきましたときに4件の差別事象の概要が出ていましたので、そういう資料をお渡しいただいて、情報提供していただけたらというふうに思っております。

他に何かご意見はありますか。

岡委員、お願いします。

岡委員：

すいません。

いろいろの公営住宅等の差別の問題で、なかなか周知や啓発だけでは理解を深めていくという中の難しいと思いますし、全市民、全府民に、同じような啓発を根強くやっていくということはなかなか難しいと思います。

たとえば、我々の区で取り組んでいるのは、社会福祉施設の職員とか、そういった人たちが自治会長を担っていくということで、各地域の自治会長を担いながら、そのパイプ役を我々がしていくと。

要するに、我々がどんどん町会の中に入り込んでいくという形をとっていつているんですね。

その中で、上手いこと円滑に回るような、福祉施設、地域の中でどうそれを育ててつなげていくかというような取り組みなどをやっている区なんかもあるので、各区に合わせてやり方がいろいろあって、それを強化していく、バックアップしていくようなことがあれば、それも自然と減っていく可能性はありますし、良い方向に進んでいくのではないかと思います。

各区でそういった取り組みをしているようなところ、例えば、福祉施設といいながら、我々障がい施設のところもありますし、高齢施設の方もいますし、保育園の園長さんもいますし、そういった方がどんどん自治会長をやっていますのでね。

そういうのを拾って、情報を集めて、どんどん事例として紹介しながら、地域の一体として、押し付けあいではなくて、誰がそれをしていくんだというようなことを、前向きに話をしていけるような機会があればいいのかなというのがあるので、一つの事例としてご紹介させてもらいました。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

また差別解消法の方でも、そういった意見を挙げていけたら、良い取り組みっていうのも多分あると思いますし、この自治会活動のあり方というのも大きく変わっていかなくてはいけない時代だと思いますので、そういったことも踏まえて、今後様子を見ていく必要があるかと思っております。

最後に何か言っておきたいことはありますか。

オンラインの委員の方はいかがでしょうか。

特に大丈夫ですか。

それでしたら、今回の自立支援協議会を終了させていただきたいと思います。

八木障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞